

研修事業計画の概要

1 基本方針

近年、地方行政の流れを見ると、地方自治体に対して、地方創生など特色あるまちづくりを国が重点的に支援するなど、市町村が独自性をもって行政運営できるような改革が進んでいる。

これらの改革に合わせて、市町村では、多様化するニーズに応え、地域資源を積極的に発見、開発、創造しながら、持続可能な特色あるまちづくりを進めるため、自らの判断において地域の諸問題に取り組む責任が課せられ、その果たす役割はますます大きくなっている。

こうした中で、その担い手となる職員一人ひとりの力量が、これまで以上に問われており、幅広い視野と柔軟な発想により、自ら考え、判断し、行動できる職員の育成は、地域創生を推進する上で重要であり、新たな時代の社会的要請といえる。

「第4次市町村職員研修事業計画」の2年目に当たる今年度は、地域活性化につながるための創造力や展開力を持つ職員の育成に向け「地域ブランディング研修」を新たに実施するほか、勤務年数や階層別に応じた資質向上をはかる一般研修や時代が求める公務員の能力開発を高める特別研修など、4本柱の研修事業体系により、市町と連携しながら「地方創生に向けた多様な自治を担える職員」の育成に向けた取り組みを積極的に進めていく。

2 研修計画の概要

今年度の研修は、「第4次市町村職員研修実施計画」に基づき、4つの区分に従い、(1)一般研修、(2)研修指導者養成研修、(3)実務専門研修、(4)特別研修を実施する。

(1) 一般研修（階層別研修）

一般研修は、各階層で必要とされる地方自治の現状と課題の認識、行政執行上の知識・技術の習得、職場執行意欲の向上および分権時代を担う行政のプロとしての能力を計画的かつ体系的に開発できるよう、次の10課程の研修を実施する。

- ① 新任職員（前期）研修
- ② 新任職員（後期）研修
- ③ 現任職員（1部）研修
- ④ 現任職員（2部）研修
- ⑤ 現任職員（3部）研修
- ⑥ 係長級職員（1部）研修
- ⑦ 係長級職員（2部）研修
- ⑧ 課長補佐級職員研修
- ⑨ 課長級職員研修
- ⑩ 部・次長級職員研修

(2) 研修指導者養成研修

研修指導者養成研修は、研修センターおよび各市町が行う研修の講師養成、ならびに研修推進の核となる職員を養成するため、次の2課程を実施する。

- ① 接遇指導者養成研修
- ② ワークショップ・ファシリテーター養成研修

また、研修指導者のフォローアップ、および指導者相互の交流を図るための各研究会を年数回（2回程度）実施する。

- ① J S T指導者研究会
- ② O J T指導者研究会
- ③ 公務員倫理（KET・JKET）指導者研究会
- ④ 接遇指導者研究会
- ⑤ 政策形成指導者研究会
- ⑥ ワークショップ・ファシリテーター研究会
- ⑦ クレーム対応指導者研究会

(3) 実務専門研修

実務専門研修は、実務に携わる担当者、中でも実務経験の浅い担当者を対象に、その実務に関する専門的な知識や技術を習得し、その職務遂行能力を高めるために次の11課程の研修を実施する。

新しい科目として、公有財産管理事務を遂行するために必要な基礎的知識を習得し、実務能力の向上を図ることを目的として、「公有財産管理事務研修」を実施する。また、災害発生時における被害の軽減のため、危機管理意識の高揚と防災知識の向上を図る「災害危機管理研修」を実施する。

- ① 研修管理者研修
- ② 研修プランナー研修
- ③ 例規担当職員研修
- ④ 公債権徴収事務担当職員研修
- ⑤ 私債権等徴収事務担当職員研修
- ⑥ 訴訟事務研修
- ⑦ 給与事務担当職員研修
- ⑧ 契約事務担当職員研修
- ⑨ 公会計担当職員研修
- ⑩ 公有財産管理事務研修
- ⑪ 災害危機管理研修

(4) 特別研修（能力開発研修）

特別研修は、市町職員の意識改革を図り、さらなるパワーアップを目指し、職務執行の実践力を身に付けるため、次の11課程で実施する。

新しい科目として、職場で起きる不祥事や事故、業務ミスなどの職場の危機を未然防止するための基本知識と心得、また危機が発生した場合の初期対応のあり方とマスコミ対応を習得することを目的として、「管理職マネジメント（危機管理）」を、地域の価値を見出し、価値を活用するために必要な情報やノウハウを習得し、地域活性化につながる事業・施策を立案する能力の向上を図ることを目的として、「地域ブランディング研修」を実施する。また、県職員との交流を図るとともに、受講者の選択範囲を広げていくことを目的とした滋賀県政策研修センターとの連携研修を共催する。

- ① 法制講座（地方自治法、地方公務員法、民法）
- ② 政策形成能力向上研修
- ③ 法制執務研修（基礎編）
- ④ 管理職マネジメント研修（危機管理）
- ⑤ ワンペーパープレゼンテーション
- ⑥ 複式簿記の基礎研修
- ⑦ 情報公開・個人情報保護研修
- ⑧ チームビルディング
- ⑨ 地域ブランディング研修
- ⑩ 1 DAYセミナー
- ⑪ 県政策研修センター連携研修

3 研修の評価

Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Action（改善）というマネジメントサイクルの原理にのっとり、研修センターで実施した研修の成果向上を目指して、今年度も受講者による研修アンケートなど、研修の事後評価に取り組み、更なる改善に努める。

4 市町独自研修支援事業

市町における独自研修がより充実し、円滑に実施されるよう次の事業を実施する。

(1) 独自研修実施に対する支援

① 研修経費の一部支援

(a) 広域自主研修支援

市町が広域的に合同で職員研修を行う場合、講師の紹介や謝礼金等の経費の一部を支援する。

(b) 研修指導者養成派遣研修助成

市町が研修指導者の養成を目的として、指導者養成研修に職員を派遣する場合の経費の一部を支援する。

② 研修資機材、参考図書の貸出

(a) 研修機材—プロジェクター、ビデオカメラ など

(b) 研修資材—ビデオテープおよび DVD (職員研修用、研修講師用) など

(c) 参考図書—「地方自治」「地方自治職員研修」「ガバナンス」などの月刊誌および関係教本

③ 研修講師の派遣および紹介

(2) 研修に関する調査および支援

① 市町研修に関する実態調査およびアンケート

② 研修情報誌の編集・発行および研修情報の提供

③ 研修関係資料の収集および整理

④ 研修に関する各種マニュアルの作成と活用

5 研修センターの組織機構および「市町村職員研修実施計画」について

組織機構については、平成14年4月1日に滋賀県内の全市町村で構成される一部事務組合「滋賀縣市町村職員研修センター」として設立して17年目となり、市町職員の更なる資質向上と能力開発を目指して職員研修を実施するとともに、職員研修および人材育成に関する調査・研究を行い、市町の負託に応えていく。

研修については、「第4次市町村職員研修実施計画」に基づき実施するが、効果的・効率的に推進するため、各市町の研修ニーズを把握しながら随時、内容の検討、見直しを行っていくものとする。

【研修センター事務局組織】

